

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）1件、
屋外式（RF式）ガス給湯器（LPガス用）1件、ガストーチ1件） | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気シェーバー1件、電動アシスト自転車1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちACアダプター1件、リチウム電池内蔵充電器4件、
電動工具（鉄筋カッター、充電式）1件、電子レンジ1件、
エアコン（室外機）3件、携帯電話機（スマートフォン）1件、
プロジェクター1件、蛍光灯1件、
サイドテーブル（昇降式、ベッド用）1件、
運動器具（ルームランナー）1件、水槽用ろ過器1件） | 16件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501397	令和8年3月15日	令和8年3月24日	エアコン(室外機)	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202501398	令和7年4月24日	令和8年3月24日	蛍光ランプ	火災	商業施設で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202501399	令和8年3月9日	令和8年3月24日	サイドテーブル(昇降式、ベッド用)	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品の天板に手を付いたところ、当該製品が折れて、転倒、胸部を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202501400	令和7年4月23日	令和8年3月24日	運動器具(ルームランナー)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和7年12月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月11日
A202501401	令和8年2月13日	令和8年3月24日	水槽用ろ過器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月12日
A202501403	令和8年3月5日	令和8年3月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日
A202501404	令和8年1月29日	令和8年3月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異音がしたため、当該製品に水をかけたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月17日
A202501407	令和8年3月12日	令和8年3月25日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	